



みやぎ税務会計事務所通信

《 2024 年 5 月 》



税務の話題

令和6年4月より適用される制度

毎年1月号で「税制改正大綱」のご案内をしておりますが、「大綱」はあくまで“予定”のため、実際の法律施行は先のことが多いです。今月は、4月より適用されている制度を改めてご案内いたします。

《その1》交際費

「交際費」そのものが変わったわけではありません。本来の区分は「交際費」となる支出でも、交際費に“含めなくても良い”ものが変わりました。それが2024年1月号でもご案内した、こちら。→→→

交際費等の範囲に含まれず、接待飲食費で全額経費にできるもの

《2024年3月末まで》	《2024年4月以降》
1人あたり 5,000円 まで	1人あたり 1万円 まで

事業年度に関係なく、2024年4月1日以後に支出する接待飲食費から適用されます！

日本商工会議所「交際費課税特別の周知チラシ」より抜粋

ですが、その前に「交際費」とは！？

交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者などに対する接待、供給、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの

[租税特別措置法 第61条の4 第4項]

と法律には難しく書かれています…。(2019年11月号でもご紹介！)

簡単にいうと

- ① 飲食したり、もてなしたり、労ったり、プレゼントしたり etc...といった支出
- ② それが「事業に関係のある人」に対する行為

が「交際費」です！ということ。実はきちんと、定義が決められているのです。

たとえば

- ・「飲食代」だけど「一人で食事しただけ」
- ・「プレゼント代」だけど「仕事に関係ない友人のために買った」

左の要件にあてはめると…

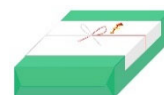
①は○ ②は×

⇒「交際費」ではない！

そんなに厳密にする必要あるの！？と思われるかもしれません。

ですが、法人税を計算する上で「交際費」には限度額が決められています。

そのため、「これを交際費として計算するよ！」と決めておかないと公平に税額を計算できなくなってしまいますよね。



なお、②の「事業に関係のある人」は、直接関わっている人だけではなく、間接に法人の利害に関係ある者 及び 法人の役員、従業員、株主等も含まれます。

そして現在は、「交際費」として区分するうえで、もう1つ大切な視点があると考えられています。

⇒ 裏面へ

